

報告 14

和解及び損害賠償の額の決定に係る専決処分の報告について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条第1項の規定により、議会において指定されている事項について、別紙のとおり専決処分したので、同条第2項の規定により報告します。

令和8年6月2日

長与町長 吉 田 慎 一

専決処分書

和解及び損害賠償の額を定めることについて、地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条第1項の規定に基づき、次のとおり専決処分する。

記

1 和解及び損害賠償の相手方

住所：長崎県西彼杵郡長与町吉無田郷

氏名：

2 事故の概要

(1) 事故発生認知日時

令和8年1月5日 午前9時00分頃

(2) 事故発生場所

長崎県西彼杵郡長与町吉無田郷2021番地10（長与郵便局敷地内）

(3) 事故の状況

長与町が長与郵便局に設置した乾電池回収ボックスの管理不備により、長与郵便局建物の窓ガラスが熱割れした。

3 和解の内容

本町は、相手方に対して、下記4の額の損害を賠償する。なお、相手方は、本件事故に係るその余の請求を放棄し、本件損害賠償のほか、本町と相手方との間には、一切の債権債務関係がないことを確認する。

4 損害賠償の額

471,350円

令和8年5月8日

長与町長 吉田 慎

